

佐倉市水道事業・下水道事業

投資・財政計画

令和3年度～令和12年度

(2021年度～2030年度)

令和3年3月

佐倉市上下水道部

注) 本計画における用語等について

- ・ 年度：年度における数値は、年度末における決算を見据えた推計値です。
- ・ 下水道：下水道は、下水道法上、公共下水道、流域下水道、都市下水路に分類されます。本計画では、計画名等、下水道法によるものは公共下水道とし、その他は、下水道管や下水道施設など一般的な用語として使用されているものは、下水道としています。
- ・ 本計画で示す水道料金及び下水道使用料の改定は、今後の方向性を示すもので計画上の試算です。

目 次

第1章 総論.....	3
1 策定の背景と目的.....	3
2 これまでの経緯と本計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	6
第2章 水道事業 投資・財政計画.....	7
1 経営状況及び財政推計.....	7
2 収益的収支.....	9
3 資本的収支.....	11
4 投資についての説明.....	14
5 財源についての説明.....	15
6 投資以外の経費についての説明.....	21
第3章 下水道事業 投資・財政計画.....	23
1 経営状況及び財政推計.....	23
2 収益的収支.....	25
3 資本的収支.....	27
4 投資についての説明.....	30
5 財源についての説明.....	34
6 投資以外の経費についての説明.....	37

第1章 総論

1 策定の背景と目的

人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化、耐震化対策など、当市における今後の水道事業及び下水道事業（以下、「上下水道事業」という。）は、これまで以上に厳しい経営環境が予想されています。

また、水道事業については、ハッ場ダム completionによる受水費の増加に伴い、収支が大きく悪化し、水道料金の改定を視野に入れた事業運営が想定されています。

このようなことから、今後の経営状況や水道料金・下水道使用料の見通し（改定時期、改定水準等の方向性）、或は、上下水道施設の老朽化、耐震化に要する事業費などをわかりやすく、見える化することで、市民の皆様への情報公開と透明性の向上を図りながら、適時適切な経営改善を実施するとともに、将来に渡り持続可能な上下水道事業を構築することを目的に、佐倉市上下水道事業投資・財政計画を策定するものです。

2 これまでの経緯と本計画の位置づけ

佐倉市上下水道部では、平成28年3月に厚生労働省による「新水道ビジョン（平成25年3月）※1」や国土交通省による「新下水道ビジョン（平成26年7月）※2」を踏まえ、長期的な経営管理の基本指針として「佐倉市上下水道ビジョン（以下「ビジョン」という。）」を策定し、当市上下水道事業が目指すべき長期構想とそれを実現するための施策を整理しました。

一方、総務省においては、施設の老朽化に伴う大量更新時期の到来や人口減少に伴う収入の減少等を危惧する中で、全国事業体に対し令和2年度（2020年度）までに公営企業の中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略※3」の策定を求めています。

上下水道部では、当市ビジョンを経営の最上位計画と位置づけ、個々の施策や毎年度の予算編成などは、本ビジョンに基づき実施しております。

従って、本ビジョンが、総務省が策定を求める「経営戦略」に該当するものと考えていますが、経営戦略策定の指針となるガイドラインの投資・財政計画とビジョンで定める計画に差異があり、ガイドラインの要件を満たしていません。

このため、ガイドラインに基づく投資・財政計画を別途策定し、ビジョンと一体化させることで、国の要件を満たす「経営戦略」として位置づけるものです。

※1 新水道ビジョン

水道の理想像を“安全・強靱・持続”とし、目指すべき方向性や実現方策、関係者の役割分担等を示したもの。厚生労働省により平成16年に策定された水道ビジョンを全面的に見直し、平成25年3月策定されたもの。

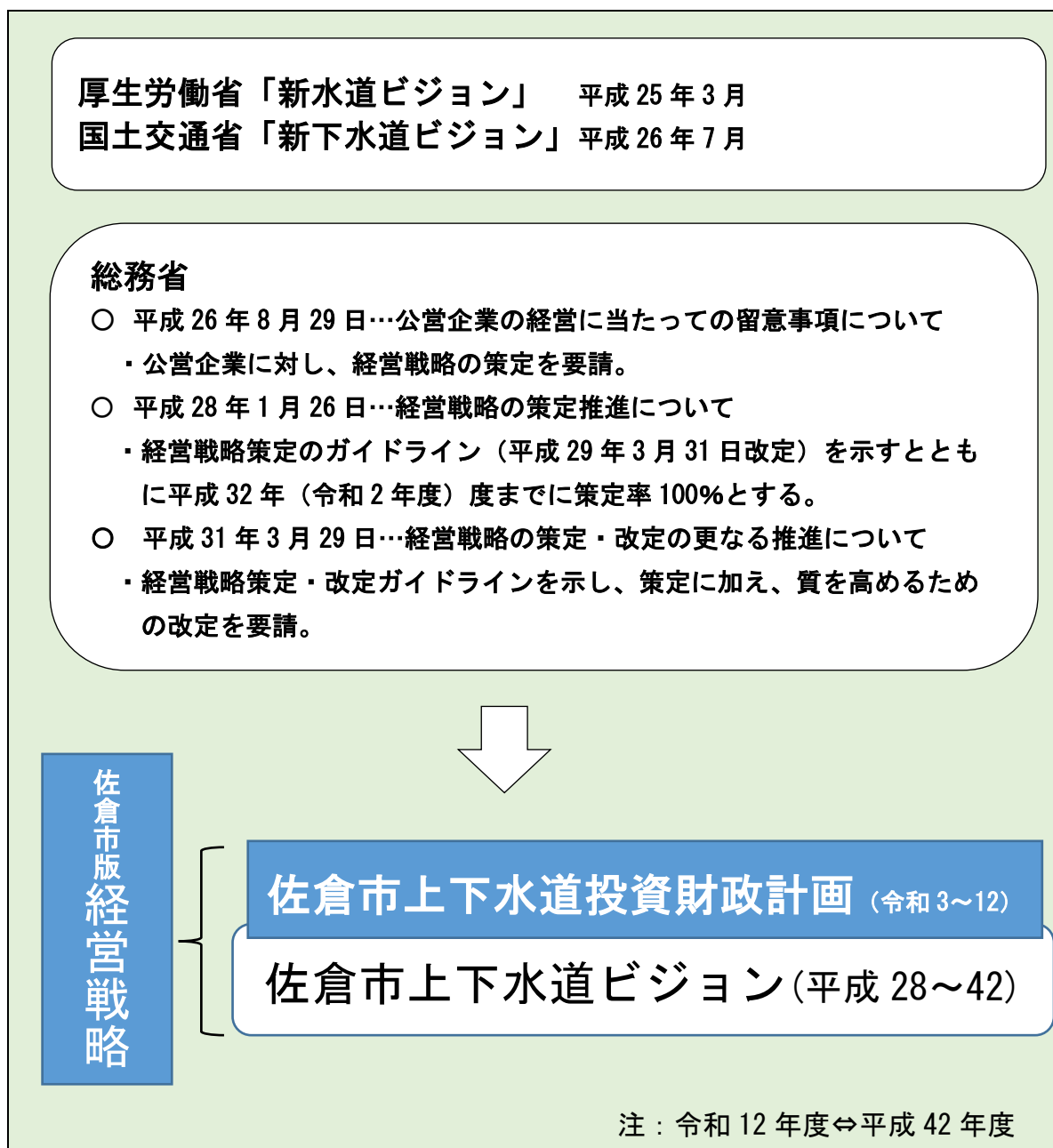
※2 新下水道ビジョン

下水道の使命と長期ビジョン（「循環のみち下水道」の持続と進化）と今後10年程度の目標及び具体的な施策を示したもの。国土交通省により平成17年9月に策定された「下水道ビジョン2100」を改定するかたちで平成26年7月に策定されたもの。

※3 経営戦略

公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画で、総務省が全国公営企業に策定することを要請している。

【図表 1-1 佐倉市版経営戦略のイメージ図】



3 計画期間

(1) 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とし、当市ビジョンと終期を同一としています。

【図表 1-2 計画期間】

平成28	…	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14
2016	…	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
佐倉市上下水道ビジョン												次期 計画	→	
投資・財政計画														

(2) 計画の見直し

本計画の見直しについては、以下に示す水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」という。）のあり方の検討スケジュールと歩調を合わせ原則4年ごとに検討することとします。

なお、料金等のあり方の検討スケジュールに加え、水道事業及び下水道事業を取り巻く状況の変化や各年度の決算状況等の分析結果などを踏まえ、適時適切に見直すこととします。

●料金等のあり方の検討スケジュールについて

料金等のあり方の検討については、佐倉市の第5次佐倉市総合計画との整合性をより一層高め、定期的に検討を行う必要があることから、経営状況や収支見通しを踏まえ、検討、見直しを定期的（4年毎）に行うこととしています。

【図表 1-3 料金等のあり方の検討スケジュール】

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
懇話会等	○				○				○				○			
条例改正		△				△				△				△		
改定			■				■				■				■	
算定期間			← 算定期間 →				← 算定期間 →				← 算定期間 →				→	→
市総合計画	前期基本計画			中期基本計画				後期基本計画				次期基本計画		前期		

注：本スケジュールは改定時のもので、改定しない場合、条例改正はありません。

第2章 水道事業 投資・財政計画

1 経営状況及び財政推計

水道事業については、平成13年の料金改定以来（消費税を除く）黒字経営を維持し、令和元年度決算で約50億円の現金預金を保有するなど、現状、安定経営を維持し、当面の経営体力は保持していると考えています。

他方、今後は、水需要の減少や建設事業の増加等により現金預金残高は、大幅に減少し、組織の再編成によるスリム化や窓口業務委託の拡大など、経営改善に向けた取り組みを実施するものの、経営状況は大きく悪化する見込みです。

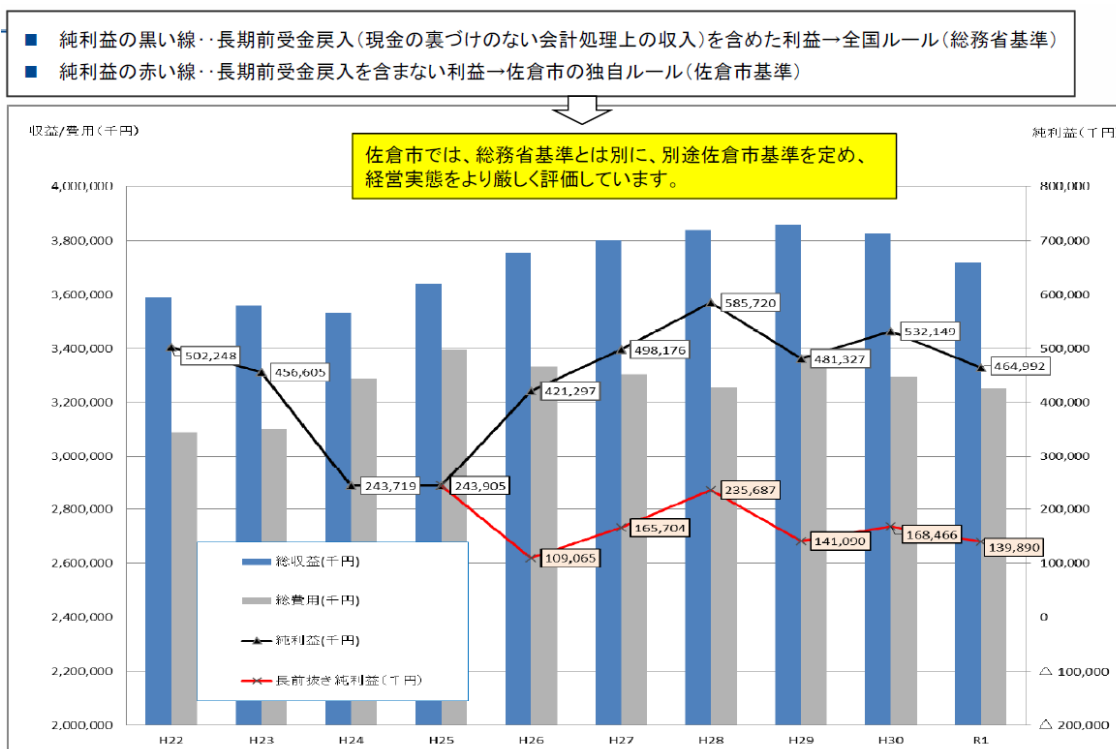
ア 水道料金収入は、人口減少等による有収水量の減少のため、令和3～12年度にかけて6%減少することが見込まれています。

イ 費用については、建設改良費の増加により減価償却費の増加が見込まれるとともに、ハツ場ダム完成（令和元年度）による受水の開始により、受水費は令和元年度までの年間約11億円から令和2年度以降は、約14億円と3億円程度増加する見込みです。

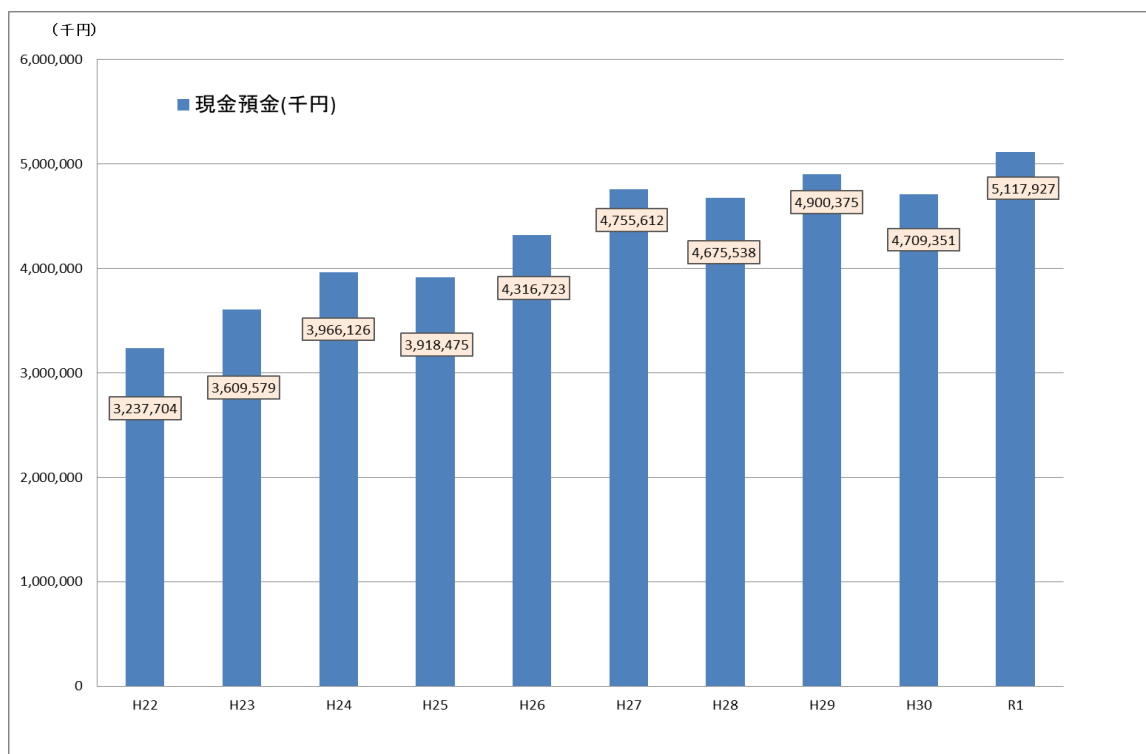
ウ 建設改良費については、水道施設の耐震化計画に基づき管路の耐震化及び浄水場施設の更新等を進めていく必要があり、加えて霞ヶ浦導水の完成を見据えた施設整備が必要です。

エ これら複合的要因により、企業の経営成績を示す当期純利益は令和4年度に赤字に転じ、以降、年々マイナスの幅が拡大していくことが見込まれること。また、現金預金残高についても令和元年度の約50億円をピークに、以降は漸減が続き、遂には令和9年度にはマイナスとなり、危機的状況となる推計結果となっています。

【図表 2-1 決算概要（純利益の推移）】



【図表 2-2 決算概要（現金預金の推移）】



2 収益的収支 ※4

(単位：百万円)

区分		年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
			2021	2022	2023	2024	2025
収益的 収入	1 営業収益						
		(1) 料金収入	3,173	3,154	3,141	3,124	3,113
		料金改定後	3,173	3,387	3,374	3,355	3,343
		(2) その他	105	121	122	122	122
	2 営業外収益						
		(1) 他会計負担金	8	8	8	8	8
		(2) 加入負担金	92	92	92	91	91
		(3) 長期前受金戻入	354	354	386	344	331
		(4) その他	4	4	4	4	4
		収入計 (A)	3,736	3,733	3,753	3,693	3,669

収益的 支出	1 営業費用						
		(1) 職員給与費	171	162	162	162	162
		(2) 経費	2,187	2,188	2,192	2,189	2,189
		動力費	155	155	155	155	155
		修繕費	113	113	113	113	113
		受水費	1,392	1,392	1,395	1,392	1,392
		委託料	457	457	457	457	457
		その他	70	71	72	72	72
		(3) 減価償却費等	1,268	1,307	1,373	1,384	1,368
	2 営業外費用						
		(1) 支払利息	33	31	30	28	26
	(2) その他	5	5	5	5	5	
	支出計 (B)	3,664	3,693	3,762	3,762	3,750	

区分		年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
			2021	2022	2023	2024	2025
当年度純利益 (A) - (B)			72	40	△9	△75	△81
		料金改定後	72	273	223	156	150

注：金額については、端数処理のため、個別費目と合計の金額が合わないことがあります。

注：料金改定後数値については、20 頁参照

※4 収益的収支

公営企業の経常的な管理運営に伴い発生する収入と支出をいう。収支がプラスであれば、「黒字」、マイナスであれば「赤字」となる。

区分		年度	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
			2026	2027	2028	2029	2030
収益的 収入	1 営業収益						
		(1) 料金収入	3,093	3,079	3,043	3,015	2,984
		料金改定後	3,567	3,552	3,510	3,478	3,442
		(2) その他	121	121	121	121	121
	2 営業外収益						
		(1) 他会計負担金	8	8	8	8	8
		(2) 加入負担金	90	90	89	89	88
		(3) 長期前受金戻入	321	294	275	250	227
		(4) その他	5	5	5	4	4
		収入計 (A)	3,638	3,597	3,541	3,487	3,432

収益的 支出	1 営業費用						
		(1) 職員給与費	162	162	162	162	162
		(2) 経費	2,187	2,192	2,187	2,188	2,188
		動力費	155	155	155	155	155
		修繕費	113	113	113	113	113
		受水費	1,392	1,395	1,392	1,392	1,392
		委託料	457	457	457	457	457
		その他	70	72	70	71	71
		(3) 減価償却費等	1,391	1,383	1,385	1,413	1,426
	2 営業外費用						
		(1) 支払利息	26	24	23	24	24
	(2) その他	5	5	5	5	5	
	支出計 (B)	3,771	3,766	3,762	3,792	3,805	

区分		年度	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
			2026	2027	2028	2029	2030
当年度純利益 (A) - (B)			△133	△169	△221	△305	△373
		料金改定後	341	303	246	158	85

注：金額については、端数処理のため、個別費目と合計の金額が合わないことがあります。

3 資本的収支 ※5

(単位:百万円)

区分		年度	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
資本的 収入	1 企業債		421	428	609	509	634
	2 他会計負担金		29	29	29	29	29
	3 国県支出金		52	145	132	101	82
	4 その他		0	0	0	0	0
	収入計 (A)		502	602	770	639	745

資本的 支出	1 建設改良費		2,030	2,063	3,195	2,184	2,037
	うち職員給与費		53	53	53	53	53
	2 企業債償還金		108	114	120	126	134
	3 その他		2	4	14	12	9
	支出計 (B)		2,140	2,181	3,329	2,322	2,180

区分		年度	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
資本的収入が資本的支出 に不足する額(A)-(B)			1,638	1,579	2,559	1,683	1,435
※上記不足額は、保有資金で補てんするものとします。							
当年度末保有資金残高			3,545	3,138	1,842	1,316	1,017
料金改定後			3,545	3,372	2,308	2,013	1,944

注：金額については、端数処理のため、個別費目と合計の金額が合わないことがあります。

※5 資本的収支

公営企業の建設改良事業に係る収入と支出をいう。建設改良事業は水道管や下水道管、浄水場やポンプ場などの施設整備や企業債償還金等の支出とその財源となる収入。

区分		年度				
		令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030
資本的 収入	1 企業債	595	581	1,068	781	614
	2 他会計負担金	29	29	29	29	29
	3 国県支出金	50	50	50	50	50
	4 その他	0	0	0	0	0
	収入計 (A)	674	660	1,147	860	693

資本的 支出	1 建設改良費	2,175	2,255	2,663	2,380	2,232
	うち職員給与費	53	53	53	53	53
	2 企業債償還金	147	147	148	165	159
	3 その他	7	3	4	4	5
	支出計 (B)	2,329	2,405	2,815	2,549	2,396

区分		年度				
		令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030
資本的収入が資本的支出 に不足する額(A)－(B)		1,655	1,745	1,668	1,689	1,703
※上記不足額は、保有資金で補てんするものとします。						
当年度末保有資金残高		489	△138	△683	△1,303	△1,983
料金改定後		1,891	1,736	1,659	1,501	1,279

注：金額については、端数処理のため、個別費目と合計の金額が合わないことがあります。

【参考資料】 ※各項目の主な内容（解説）

●収益的収支

区 分		主な内容、解説 等
収益的 収入	1 営業収益	
	(1) 料金収入	水道料金
	(2) その他	下水道使用料徴収事務負担金、検査手数料等
	2 営業外収益	
	(1) 他会計負担金	防災井戸施設の維持管理に係る一般会計負担金等
	(2) 長期前受金戻入	補助金や受贈財産等を後年度に繰り延べて収益化したもの
	(3) 加入負担金	新規の水道利用者から水道メータの口径に応じ徴収している負担金
	(4) その他	受取利息や雑収益（駐車場料金等）

収益的 支出	1 営業費用	
	(1) 職員給与費	給料、手当、法定福利費等
	(2) 経費	
	動力費	水源井戸及び浄水場の電気料金
	修繕費	管路や施設設備等の修繕費用
	受水費	印旛広域水道用水供給事業から水道水を購入する際にかかる費用 ※単価は、令和2年度単価
	委託料	料金等の検針徴収委託、浄水場施設の保守点検委託等
	その他	薬品費、パソコン、庁舎LAN等に係る一般会計への負担金等
	(3) 減価償却費等	固定資産（管路、機械等）の価値の減少に伴い、耐用年数期間に応じて各年度に割り当てて計上する費用及び資産を廃棄する際、その帳簿価格を除くための費用（資産のまだ減価償却されていない額、いわゆる資産減耗費を計上）
	2 営業外費用	
	(1) 支払利息	企業債利息
(2) その他	防災井戸の保守点検等に係る費用	

●資本的収支

区 分		主な内容、解説 等
資本的 収入	1 企業債	建設改廃事業等に要する資金に充てるために起こす企業債
	2 他会計負担金	消火栓改良補償金等
	3 国県支出金	生活基盤施設耐震化等交付金
	4 その他	固定資産売却代金 等

資本的 支出	1 建設改良費	水道管や浄水場などの施設整備に要する経費
	うち職員給与費	給料、手当、法定福利費等
	2 企業債償還金	企業債償還元金
3 その他	補助金に係る消費税相当額の返還金	

4 投資についての説明

(1) 水道管の更新・耐震化

水道管の更新・耐震化については、佐倉市水道施設耐震化計画 ※6 に基づき、佐倉市地域防災計画が指定する重要施設（病院、避難所、防災施設等）に水を供給する水道管を優先的に進めます。

また、耐用年数を迎える経年管については、耐震化と併せて更新するとともに、経過年数や漏水等の事故発生状況等を考慮して優先順位を定め、効率的に更新を図ります。

◇成果指標

指標名	現状値 (令和元年度)	佐倉市総合計画前期 基本計画(令和5年度)	上下水道ビジョン (令和12年度)
上水道重要施設までの 水道管の耐震適合率	55.3%	77.0%	100%

(2) 施設設備の更新・耐震化

施設設備の更新・耐震化については、佐倉市水道施設耐震化計画に基づき、経年化施設を更新基準に沿って更新します。

施設設備の更新・耐震化の対象となる市内3カ所の浄水場は、想定地震に耐えうる高い耐震性能を保有しており、停電対策も実施済みです。

ただし、昭和50年代から60年代に建設された施設の経年化が進行していること、更新サイクルの比較的短い電気・機械・計装設備の多くが更新時期を迎えていることから、計画的に更新を進めていきます。

【水道施設の概算事業費】

(単位：百万円、税込)

	令和3から5年度 (前期)	令和6から9年度 (中期)	令和10から12年度 (後期)	令和3から12年度 (計画期間合計)
水道管	5,740	7,000	5,839	18,579
施設設備	1,318	1,343	1,206	3,867
合計	7,058	8,343	7,045	22,446

※6 佐倉市水道施設耐震化計画

地震等災害時の被害予測、応急対応予測、復旧予測を行い、水道管や施設設備の耐震化の優先順位等を定めたもので、計画的に水道施設の耐震化を図ることを主な目的として策定された計画

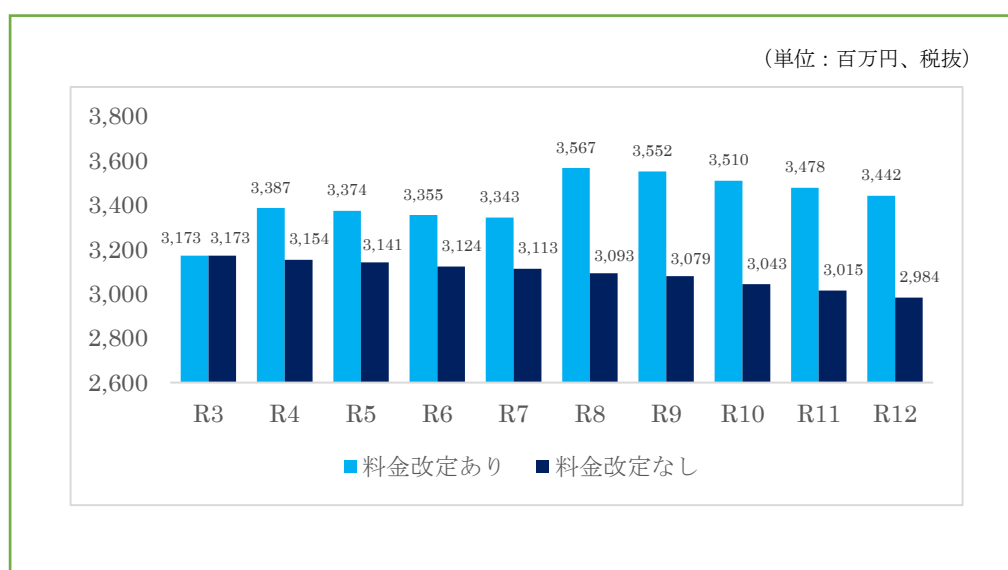
5 財源についての説明

(1) 水道料金

水需要の減少に伴い現在の水道料金水準を維持した場合、水道料金収入は減少傾向を見込まざるを得ません。

具体的には、水道料金を改定しない場合、水道料金収入は、令和元年度決算の約32億円に対し、計画最終年度の令和12年度には、約2億円減少し、約30億円となる見込みです。

【図表 2-3 水道料金収入の推計】



(2) 企業債

本計画では、企業債の借入額は、当該年度の償還元金、建設改良費の15%相当額を加算した額等としています。

ただし、企業債については、将来世代の負担増とならないよう極力抑制する方針であることから、最終的な借入額は、各年度の損益（純利益）や資金残高等の状況を踏まえ調整することとします。

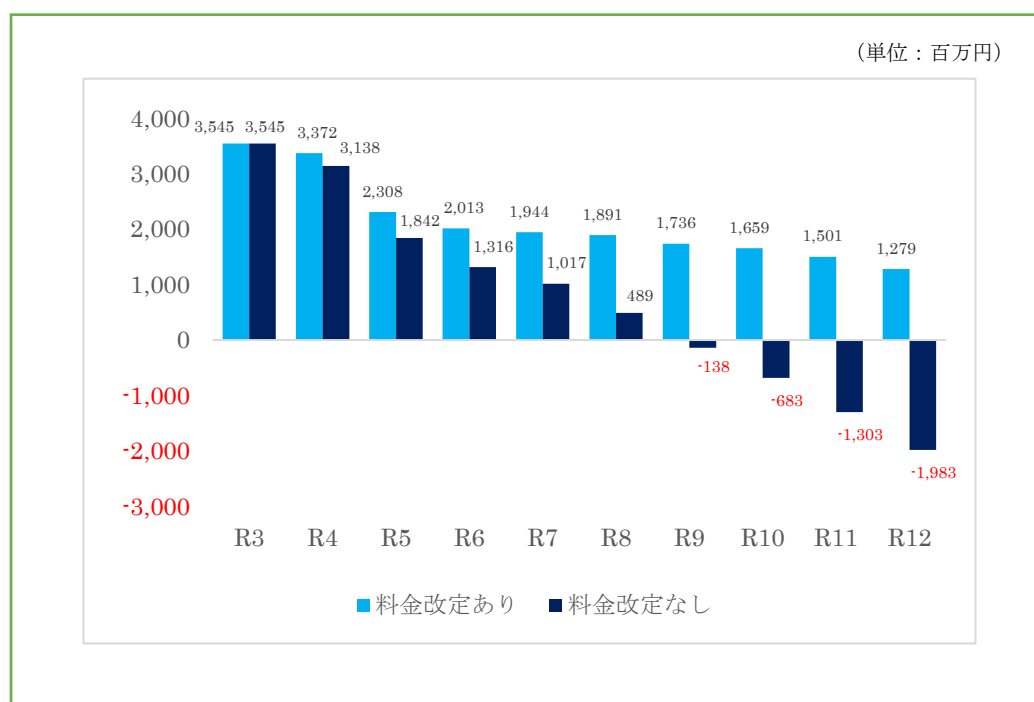
従って、本計画における借入額は、あくまでも上限額として設定するもので、年度によっては、企業債の借り入れをしないことも想定しております。

(3) 現金預金残高（保有現金）

現行料金を維持した場合、現金預金残高は、水道料金収入の減少とともに毎年度減少していく見込みです。この減少傾向は、本計画期間中、何も手を打たなければ、改善することなく減少する推計です。

具体的には、令和元年度決算で約 50 億円の現金預金が、令和 6 年度に 15 億円を下回り、令和 9 年度には、資金ショートする試算ですが、このような状況を回避し、安定した事業運営を維持するため、現金預金残高については、当市独自の基準として年間給水収益の 1/2 程度（15 億円程度）※7 を保有することを基準ラインとして定め、本計画を策定しています。

【図表 2-4 現金預金残高の推計】



※7 年間給水収益の 1/2 について

水道料金の改定を検討するにあたり保有する現金預金の残高は重要な要因です。この点、佐倉市水道事業としては、災害対応（※8）と大幅値上げの回避（※9）のため、年間給水収益の 1/2 程度（基準額としては、15 億円～16 億円程度）を確保することを基準ラインとしています。

※8 理由 1：災害対応（災害への備え）

現金収入が滞る大規模災害時に、利用者からの収入再開や本格的な復旧工事に着手するまでの期間として 6 カ月を想定し、それに見合う現金預金を保有す

べきと考えていること。

※9 理由2：大幅値上げの回避

改定時の大幅値上げを回避するため、資産維持費（※10）の一部をあらかじめ確保することとし、その額は、算定要領に定める償却資産の3%の1/2、1.5%相当の額が望ましいと考えていること。

※10 資産維持費について（補足説明）

資産維持費とは、物価変動に伴う工事費増大等への備えとして、算定要領において総括原価に参入すること（利益に上乗せすること）が認められており、その額は償却資産の額に資産維持率3%を乗じた額が標準とされています。

以上を踏まえ、佐倉市水道事業で確保したい現金預金残高の基準額は、15億円～16億円程度となったものです。

〔基準額（令和元年度決算ベース）〕

資産維持費（算定期間4年分）	給水収益6カ月分	基準額
約15億円 償却資産250億円×1.5%×4年	約16億円	15億円～16億円程度

〔参考〕

総務省自治財政局公営企業課によれば、内部留保資金の確保額について、「事業収益対資金残高比率」という指標の中で、「公営企業は団体ごとの規模や経営状況に差があるため、一律的に求める水準を設定することは困難であり、各団体が経営の実情に応じて適切な指標を使用し、経営分析（現状把握）、経営戦略（目標設定）に活用することが求められる。と、前置きしているものの、この「事業収益対資金残高比率」は「実際の使用から料金を収納するまでのタイムラグを考慮した際に最低限必要となる資金は、事業収益に対し3～4か月分となる。」と提示している。

本計画では、国における資料なども参考に、前述の理由1、2により給水収益の6か月分を確保することを基準ラインとしたものです。

出典：財政計画に係る論点（資料編）（平成26年3月7日）

(4) 水道料金の見直し(改定)について

本計画の水道料金の見直し(改定)については、令和2年度に実施した「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会」(以下「懇話会」という。)から示された「佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会」に関する提言(以下「提言」という。)※11を踏まえ、対応するものとしています。基本的事項や具体的改定案は、以下のとおりです。

ア 基本的事項

懇話会の提言を踏まえ、保有する現金預金を活用しつつ(手持ち資金の取り崩し)段階的かつ平準化して見直しを行うことを基本としています。

具体的には、確保する現金預金残高の基準ラインを年間給水収益の1/2程度(15億円程度)とすること、及び佐倉市の第5次佐倉市総合計画との整合性をより一層高め、定期的に検討を行うため、4年毎に経営状況や収支見通しを踏まえ、検討、見直しを行うことの2項目です。

なお、この2項目については、提言において、事業運営の基本的事項として妥当である旨の判断をいただいたものです。

イ 見直しの有無及び改定水準

今回の試算では、全国水道事業者が水道料金算定の基本としている水道料金算定要領(公益社団法人 日本水道協会)の考え方を踏まえつつ、見直しの有無及び改定水準については、上記2項目を基準に判断しています。

ウ 具体的改定案…令和4年度及び令和8年度に7.4%の同率改定

本計画期間では、現行の水道料金を維持した場合、収益的収支に赤字が生じるとともに現金預金が著しく減少することが懸念され、令和9年度には現金預金の残高がマイナスとなる見込みです。

その一方で、水道事業については、令和元年度決算において約50億円の現金預金を保有し、当面の経営体力を保持していると考えられることから、保有する現金預金を活用し、改定幅を段階的かつ平準化した結果、料金算定期間(令和4年度から令和7年度まで、及び次回の令和8年度から令和11年度まで)において、令和4年度と令和8年度に7.4%の同率改定をする試算となったものです。これにより、料金算定期間の最終年度となる令和11年度まで、現金預金15億円を維持できる見込みです。

なお、50億円を活用せず(取り崩しをせず)、算定要領に定める算定方式(総括原価方式)をそのまま適用した場合の改定率は、30%を超える大幅な改定が必要となってしまうため、現金預金の活用は現状における改定手法として、現実的な対応と考えています。

※11 提言要旨（抜粋）

1 料金等のあり方について（共通事項）

- ・事業経営において重要な要因となる事業体が保有する現金預金残高について、佐倉市の上下水道事業は、災害対応と大幅値上げの回避のために、1年間の料金等の収入の1/2程度を確保すること。
- ・料金等の検討については、佐倉市の第5次佐倉市総合計画との整合性をより一層高め、定期的に検討を行う必要があり、今後は、4年毎の検討、見直しを定期的に行うこと。

当懇話会としては、これらは、いずれも前回懇話会の提言（付帯意見）※12の趣旨と合致するもので、佐倉市の上下水道事業の健全性と持続性を保つための基本的事項として、妥当である、と判断し、この2点を前提に今回の料金等のあり方（改定の有無）を検討いたしました。

（※12）「佐倉市における水道料金・下水道使用料の在り方」に関する提言（平成28年2月22日）

2 水道料金のあり方について

- ・水道事業については、令和元年度決算において約50億円の現金預金を保有し、当面の経営体力は保持しているものの、現行水道料金を維持した場合、令和9年度において残高がマイナスに陥るなど、危機的状況となる推計結果が提出され、水道料金の改定が必要であるという結論に達しました。
- ・改定水準については、平均改定率7.4%の考え方を基本とした改定水準は、妥当である、という結論に達しました。

〈妥当とした理由〉

- ・「水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会）（以下、「算定要領」という。）に基づく総括原価による料金算定では、3割を超える大幅な改定率が示されましたが、使用者への急激な影響を抑えるため、水道事業が保有する現金預金を活用（手持ち資金の取り崩し）するとともに、水道料金を段階的かつ平準化して改定することで、大幅値上げを回避する方策がとられていること。
- ・今回、改定を見送った場合、現金預金の急激な減少に加え、後年度の改定率が大きくなることが試算されており、当懇話会としても早めの改定が使用者にとって得策と判断したこと。
- ・近々に下水道使用料の改定が想定されない中で、今回、水道料金を改定することで、水道料金と下水道使用料の同時期改定を避けることの配慮がなされていること。

3 下水道使用料のあり方について

- ・下水道事業については、人口減少や施設の老朽化対策、今後、経営状況の悪化が懸念されるものの、平成29年度の下水道使用料改定に伴い、経営状況は大幅に改善されており、現行の使用料体系で当面の間は、安定的な経営を維持することが可能と判断されることから、現時点の改定は見送るべきという結論を得ました。

(5) 水道料金の見直し(改定)時期及び改定率の試算について

前項の考え方により、水道料金の改定時期や改定率を試算した結果を以下に示します。

【図表 2-5 改定試算による現金預金残高と利益の状況】

(単位:百万円)

	(7.4%改定)				
	R3	R4	R5	R6	R7
現金預金残高	3,545	3,372	2,308	2,013	1,944
当期純利益(又は純損失)	72	273	223	156	150
当期純利益(又は純損失) * 長期前受金戻入を控除	-281	-81	-163	-187	-182

	(7.4%改定)				
	R8	R9	R10	R11	R12
現金預金残高	1,891	1,736	1,659	1,501	1,279
当期純利益(又は純損失)	341	303	246	158	85
当期純利益(又は純損失) * 長期前受金戻入を控除	20	9	-29	-92	-142

【長期前受金戻入の控除について】

地方公営企業会計では、営業外収益として長期前受金戻入という収益が計上されます。これは、国庫補助金等を財源として取得した固定資産を減価償却するにあたり、減価償却費に相当する国庫補助金等の額を収益化したもので、現金の裏付けはありません。当市では、経営の実態をより厳格に見きわめるため、損益計算書における当年度純利益と併せて、当年度純利益から現金の裏付けのない長期前受金戻入を差し引いた額についても、着目すべきと考えています。

(6) 具体的な見直し(改定)について

今回、試算した水道料金の見直し(改定)案は、懇話会の提言を踏まえ、試算した改定案です。

実際に見直しを実施する際には、本計画で示す改定率や改定時期を目安とする中で、現金預金残高や水需要の動向に加え、新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の宣言など、生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生した場合など、社会全体の情勢等を総合的に勘案し、見直しの可否や改定率を精査することとします。

6 投資以外の経費についての説明

(1) 地下水利用と受水について

当市の水道水は、現在、約5割が井戸から汲み上げた地下水で、残り約5割が印旛広域水道用水供給事業から水を購入（受水）しています。

この地下水利用について、当市は、地盤沈下対策として千葉県環境保全条例により地下水の利用が制限されており、他の水源を確保することが著しく困難な場合のみ、地下水の利用が認められています。

従って、ハッ場ダムや霞ヶ浦導水が完成いたしますと、県条例に基づき暫定的に使用を認められている井戸の汲み上げ量を削減し、印旛広域水道用水供給事業からの受水量が増加することになります。

この結果、受水費用が大幅に増加し、水道事業の経営悪化を招くことから、ダムの完成に伴う受水の増加については、水道料金の値上げに係る重要事項として、状況変化に備える必要があります。

(2) 今後の受水の見込み

令和2年3月に完成したハッ場ダムからの受水が始まり、一日あたりの受水量は、現在の浄水場能力で受水可能な最大量の24,500立方メートルとなりました。また、令和12年度に完成が予定される霞ヶ浦導水からの受水が始まると、受水量はさらに増加する見込みです。

ただし、霞ヶ浦導水からの受水については、現在の浄水場等の施設能力ではその増加分の受水が困難であるため、本計画期間内では、受水の増量を見込んでおりません。

今後、霞ヶ浦導水完成後、受水の増量を見据えた施設整備を行い、増加する受水量についても受け入れられるよう努めてまいります。

なお、本計画期間における受水量と受水費は以下のとおりです。

【受水量と受水費】

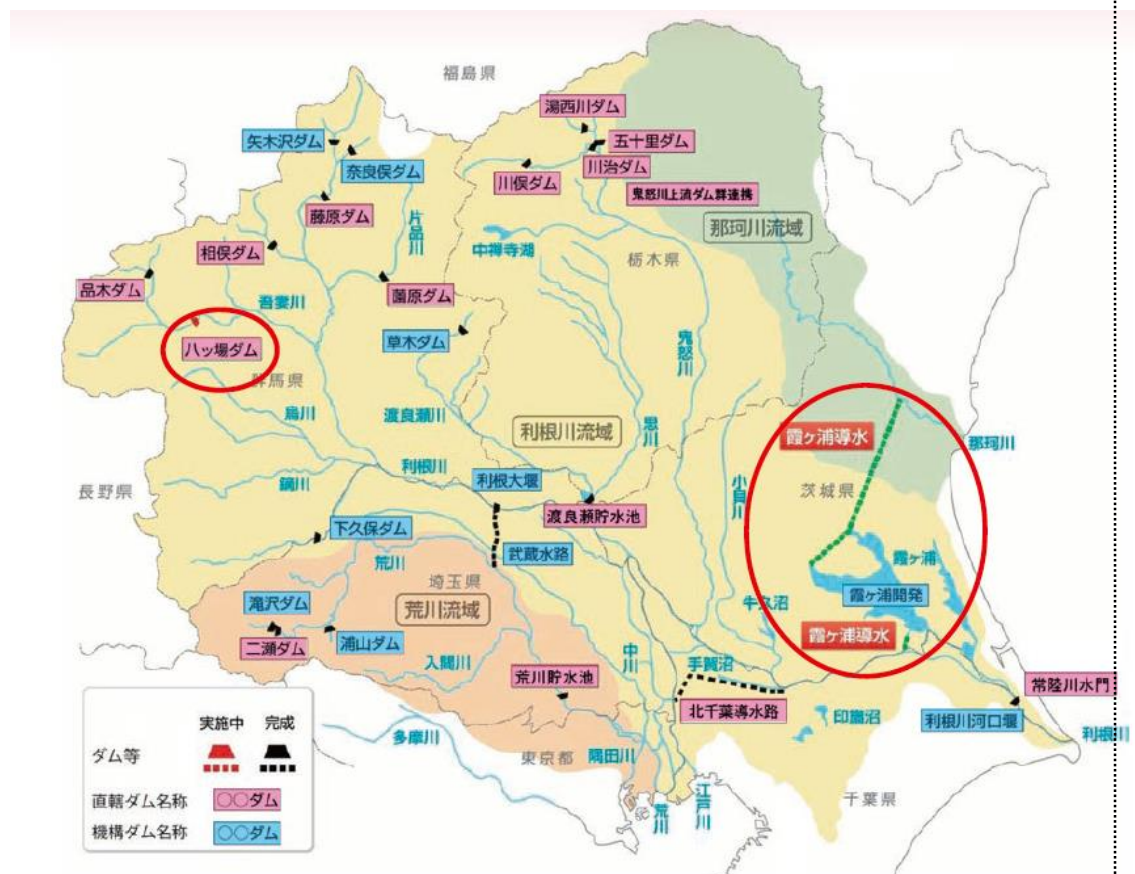
	令和3年度から令和12年度
一日あたり受水量	24,500 m ³ /日
受水費	13,926百万円

注 上記の受水費は、令和2年度における受水単価（157円/m³：税抜）で試算しています。

【補足1】佐倉市は、なぜダム事業に参画するのか。なぜ地下水から受水へ切り替えるのか？

- ア 千葉県では、地盤沈下対策として千葉県環境保全条例に基づき、井戸の本数や汲み上げ量等を制限しています。→これを地下水採取規制といいます。
- イ 当市を含む印旛地域は、昭和49年から全域が規制区域に指定され、水道事業については、他の水源を確保することが著しく困難な場合のみ、地下水の利用が認められている状況です。
- ウ 従って、当市は、地下水の利用に制限があり、地下水に替わる水源を確保しなければならないことが、ダム事業に参画する理由です。
- エ 当市は、このようなことから奈良俣ダム（平成2年完成）やハッ場ダム（令和2年完成）、そして霞ヶ浦導水事業（令和12年度末完成予定）に参画しています。

【補足2】参画するダム事業



(出典) 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所「霞ヶ浦導水事業の概要」を一部修正
<http://www.ktr.mlit.go.jp/dousui/index0001.html>

第3章 下水道事業 投資・財政計画

1 経営状況及び財政推計

下水道事業については、平成29年7月に33.1%の改定を実施し、これにより経営状況は大幅に改善され、現状、約16億円の現金預金を保有する中で当面の間は、組織の再編成によるスリム化や窓口業務委託の拡大など、経営改善に向けた取り組みの実施による効果も相まって、現行の使用料で安定的な経営を維持することが可能であると考えています。

今後、下水道事業を取り巻く環境については、以下のことが想定されます。

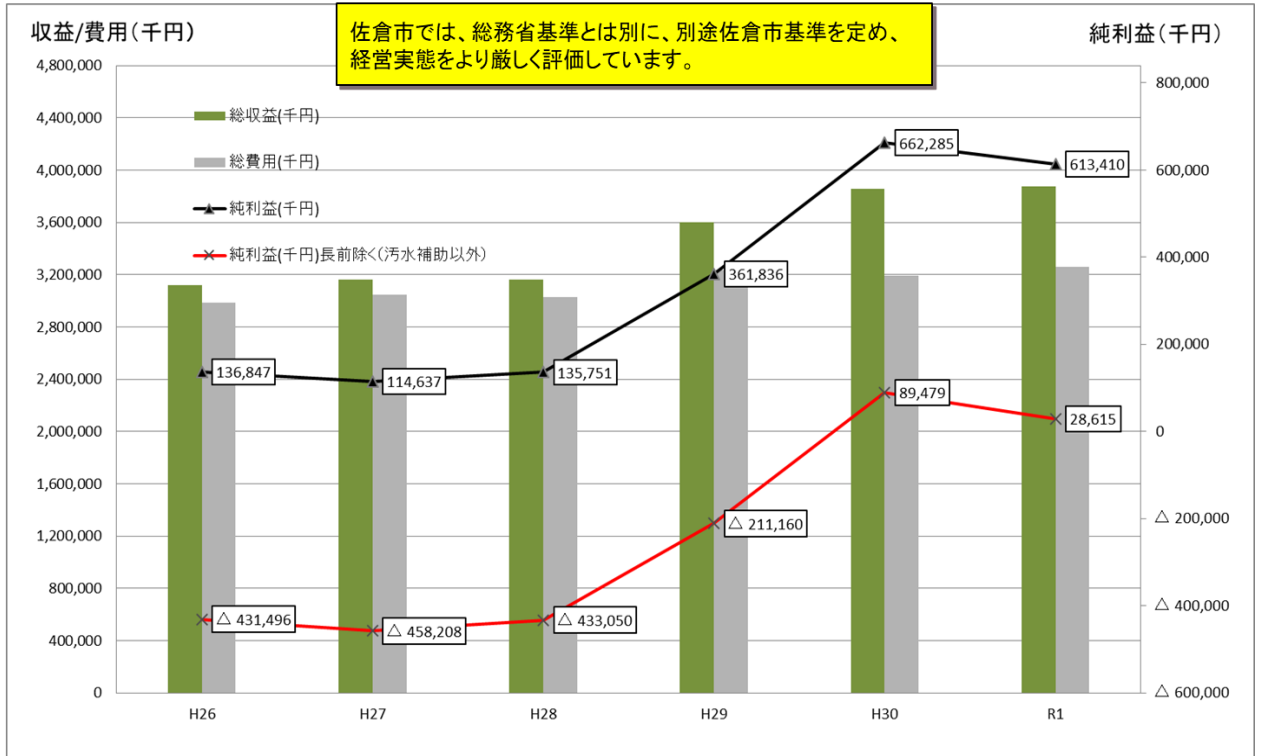
ア 下水道使用料収入は、人口減少等による有収水量の減少のため、令和3年度から12年度にかけて7.3%減少することが見込まれること。

イ 費用については、令和2年度から千葉県流域下水道が企業会計に移行し汚水処理に係る処理単価が改定されたことや、管渠の改築修繕や中継ポンプ場の更新、耐震化等を進める必要があるため、減価償却費の増加とともに当年度純利益は減少傾向となる見込みであること。

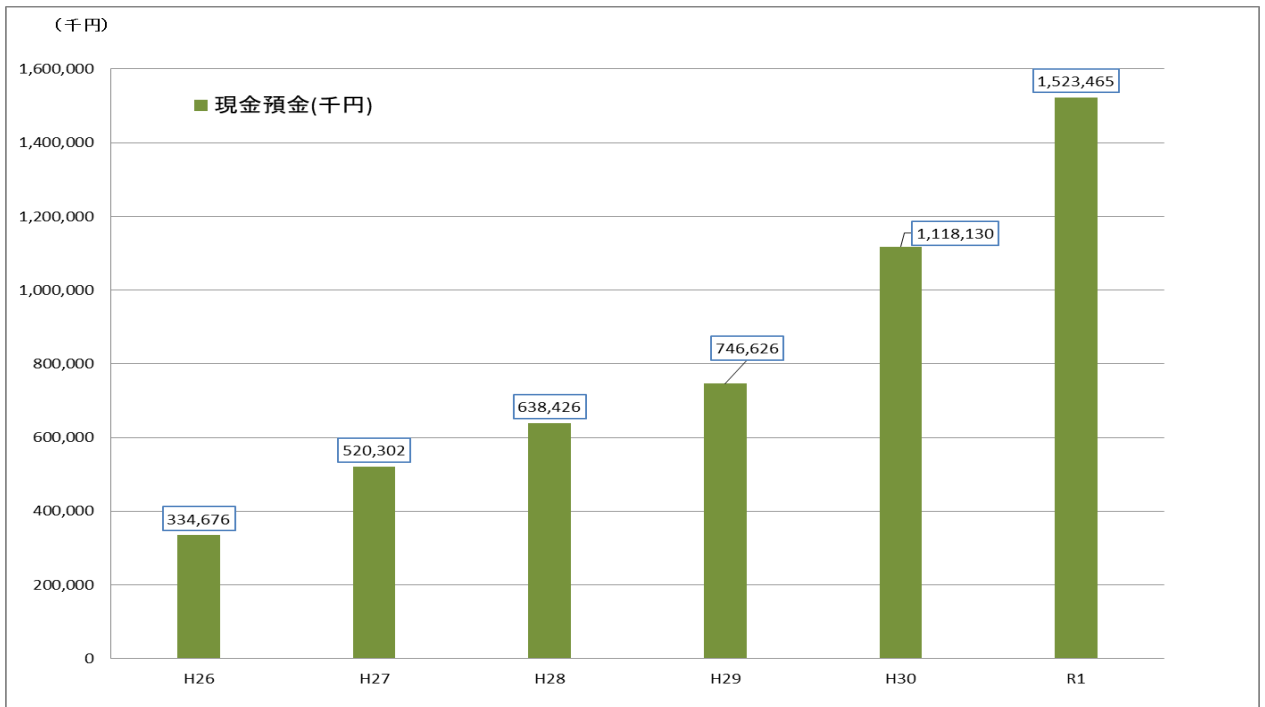
ウ 以上を踏まえ、今後の下水道事業は、支出の増加要因が懸念されますが、本推計期間では、黒字経営を維持し、本市が考える基準ラインの現金預金残高（12億円～13億円）の水準を維持することが可能と思われること。

【図表 3-1 決算概要（純利益の推移）】

- 純利益の黒い線・長期前受金戻入（現金の裏づけのない会計処理上の収入）を含めた利益→全国ルール（総務省基準）
- 純利益の赤い線・長期前受金戻入を含まない利益→佐倉市の独自ルール（佐倉市基準）



【図表 3-2 決算概要（現金預金の推移）】



2 収益的収支

(単位：百万円)

区分		年度	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
収益的 収入	1 営業収益						
		(1) 使用料収入	2,401	2,386	2,375	2,359	2,339
		使用料改定後	—	—	—	—	—
		(2) 雨水処理負担金	178	161	184	189	191
		(3) その他	1	1	1	1	1
	2 営業外収益						
		(1) 補助金	13	20	12	17	10
		(2) 他会計負担金	90	89	88	87	86
		(3) 長期前受金戻入	1,173	1,173	1,149	1,137	1,121
		(4) その他	0	1	1	1	1
		収入計 (A)	3,856	3,830	3,810	3,791	3,749

収益的 支出	1 営業費用						
		(1) 職員給与費	168	168	168	168	168
		(2) 経費	1,452	1,434	1,437	1,401	1,377
		動力費	10	10	10	10	10
		修繕費	88	80	66	66	68
		流域下水道維持管理負担金	1,048	1,042	1,037	1,030	1,021
		委託料	199	195	217	189	171
		その他	107	107	107	106	107
		(3) 減価償却費等	1,740	1,770	1,774	1,787	1,793
	2 営業外費用						
		(1) 支払利息	50	45	45	42	39
		(2) その他	11	10	9	9	8
	支出計 (B)	3,421	3,427	3,433	3,407	3,385	

区分		年度	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
当年度純利益 (A) - (B)			435	403	377	384	364
	使用料改定後		—	—	—	—	—

注：金額については、端数処理のため個別費目と合計の金額が合わないことがあります。

区分		年度	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
			2026	2027	2028	2029	2030
収益的 収入	1 営業収益						
		(1) 使用料収入	2,322	2,306	2,276	2,251	2,224
		使用料改定後	—	—	—	—	—
		(2) 雨水処理負担金	191	194	197	201	204
		(3) その他	1	1	1	1	1
	2 営業外収益						
		(1) 補助金	15	9	10	7	9
		(2) 他会計負担金	85	84	83	80	80
		(3) 長期前受金戻入	1,108	1,100	1,075	1,056	1,029
		(4) その他	1	1	1	1	1
	収入計 (A)		3,723	3,695	3,643	3,597	3,548

収益的 支出	1 営業費用						
		(1) 職員給与費	168	168	168	168	168
		(2) 経費	1,380	1,361	1,368	1,329	1,310
		動力費	10	10	10	10	10
		修繕費	67	69	65	66	69
		流域下水道維持 管理負担金	1,014	1,007	994	983	971
		委託料	183	169	194	165	154
		その他	106	106	105	105	106
		(3) 減価償却費等	1,800	1,807	1,796	1,793	1,778
	2 営業外費用						
		(1) 支払利息	36	34	32	30	28
	(2) その他	9	8	9	9	8	
支出計 (B)		3,393	3,378	3,373	3,329	3,292	

区分		年度	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
			2026	2027	2028	2029	2030
当年度純利益 (A) - (B)			330	317	270	268	256
使用料改定後			—	—	—	—	—

注：金額については、端数処理のため個別費目と合計の金額が合わないことがあります。

3 資本的収支

(単位：百万円)

区分		年度	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
資本的 収入	1 企業債		740	735	468	471	258
	2 他会計出資金		113	46	42	42	42
	3 国県支出金		107	100	108	104	111
	4 その他		31	20	20	20	20
	収入計 (A)		991	901	638	637	431

資本的 支出	1 建設改良費		1,904	2,320	1,389	1,528	1,479
	うち職員給与費		41	41	41	41	41
	2 企業債償還金		248	253	253	250	251
	3 その他		0	0	0	0	0
	支出計 (B)		2,152	2,573	1,642	1,778	1,730

区分		年度	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025
資本的収入が資本的支出 に不足する額(A)－(B)			△1,161	△1,672	△1,004	△1,141	△1,299
※上記不足額は、保有資金で補てんするものとします。							
当年度末保有資金残高			1,735	1,252	1,352	1,359	1,206
使用料改定後			—	—	—	—	—

注：金額については、端数処理のため個別費目と合計の金額が合わないことがあります。

区分		年度	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
			2026	2027	2028	2029	2030
資本的 収入	1 企業債		358	368	366	364	336
	2 他会計出資金		43	44	45	45	45
	3 国県支出金		105	112	110	114	111
	4 その他		20	20	20	20	20
	収入計 (A)		526	543	541	543	512

資本的 支出	1 建設改良費		1,224	1,285	1,310	1,269	1,078
	うち職員給与費		41	41	41	41	41
	2 企業債償還金		248	245	245	242	241
	3 その他		0	0	0	0	0
	支出計 (B)		1,472	1,530	1,555	1,511	1,319

区分		年度	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
			2026	2027	2028	2029	2030
資本的収入が資本的支出に不足する額(A)-(B)			△946	△986	△1,014	△968	△807
※上記不足額は、保有資金で補てんするものとします。							
当年度末保有資金残高			1,368	1,497	1,569	1,697	1,969
使用料改定後			—	—	—	—	—

注：金額については、端数処理のため個別費目と合計の金額が合わないことがあります。

【参考資料】 ※各項目の主な内容（解説）

●収益的収支

区 分		主な内容
収益的 収入	1 営業収益	
	(1) 使用料収入	下水道使用料
	(2) 雨水処理負担金	総務省繰出基準に基づく一般会計負担金（雨水分）
	(3) その他	検査手数料等
	2 営業外収益	
	(1) 補助金	収益的収支予算に属する国庫補助金
	(2) 他会計負担金	総務省繰出基準に基づく一般会計負担金（汚水分）
	(3) 長期前受金戻入	補助金や受贈財産等を後年度に繰り延べて収益化したもの
(4) その他	受取利息、雑収益	

収益的 支出	1 営業費用	
	(1) 職員給与費	給料、手当、法定福利費等
	(2) 経費	
	動力費	中継ポンプ場電気料金
	修繕費	管渠や施設設備等の修繕費用
	流域下水道維持管理負担金	汚水処理費用として印旛沼流域下水道に支払う負担金 ※単価は令和2年度単価
	委託料	中継ポンプ場の維持管理や点検委託業務等
	その他	パソコン、庁舎LAN等に係る一般会計への負担金等
	(3) 減価償却費等	固定資産（管渠、機械等）の価値の減少に伴い、耐用年数期間に応じて各年度に割り当てて計上する費用及び資産を廃棄する際、その帳簿価格を除くための費用（資産のまだ減価償却されていない額、いわゆる資産減耗費を計上）
	2 営業外費用	
	(1) 支払利息	企業債利息
(2) その他	雑支出（消費税の納税計算に伴うもの）	

●資本的収支

区 分		主な内容
資本的 収入	1 企業債	建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす企業債
	2 他会計出資金	雨水処理施設の整備に係る一般会計からの出資金
	3 国県支出金	国庫補助金等
	4 工事負担金	受益者負担金・分担金

資本的 支出	1 建設改良費	下水道管や中継ポンプ場などの施設整備に要する経費
	うち職員給与費	給料、手当、法定福利費等
	2 企業債償還金	企業債償還元金
	3 その他	

4 投資についての説明

(1) 污水管の拡張整備（未普及地域への対応）

公共下水道による汚水処理、いわゆる污水管の拡張整備については、費用対効果を踏まえ、佐倉市汚水適正処理構想 ※13 に基づき、整備区域を大幅に縮小いたしますが、合併処理浄化槽等への手法転換により、令和5年度までに汚水処理人口普及率 ※14 100%を目指します。

なお、本計画における公共下水道拡張整備に係る事業費は、上志津原地区の污水管布設費用として令和3年度から5年度までに約0.1億円を見込んでいます。

【下水道施設の概算事業費】

(単位：百万円)

	令和3から5年度 (前期)	令和6から9年度 (中期)	令和10から12年度 (後期)	令和3から12年度 (計画期間合計)
下水道管(汚水) 拡張整備	11	0	0	11

※13 佐倉市汚水適正処理構想

公共下水道や農業・漁業・林業集落排水、合併処理浄化槽など、それぞれの特性や経済性などを考慮しながら、市町村が地域の実情に応じた汚水処理方法を定めたもの。

※14 汚水処理人口普及率

何らかの方法で汚水処理できる人口の割合。現在、当市で実施している汚水処理方法は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽で、本数値は、公共下水道。農業集落排水施設、合併処理浄化槽を利用できる地域に居住している人口を、行政区域内人口で除した割合。

(2) 汚水管の更新・耐震化

佐倉市下水道施設ストックマネジメント計画 ※15 に基づき、35年計画で下水道管全体（約820km）の点検・調査（カメラ調査による緊急度判定）を実施し、調査結果に応じた対策（更新あるいは、修繕）を進めます。

併せて佐倉市下水道施設総合地震対策計画 ※16 に基づき、重要な幹線に選定した管渠（ポンプ場、防災拠点、避難所に通じる管渠等）については、耐震診断を実施するとともに、耐震性が不足すると判定されたものについては、改築工事を実施します。

◇成果指標

指標名	現状値 (令和元年度)	佐倉市総合計画前期 基本計画(令和5年度)	上下水道ビジョン (令和12年度)
下水道管点検・調査率	0%	22.3%	47.1%

※15 佐倉市下水道施設ストックマネジメント計画

下水道施設の老朽化の状況を考慮し、点検、調査、修繕、改築等を総合的にとらえ、効率的に施設の維持管理と改築を実施するための計画。

※16 佐倉市下水道総合地震対策計画

下水道施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための計画。

注 ビジョン策定時から国の補助制度が変更されたことにより、現在では、以下の計画に基づき事業を進めています。

	ビジョン策定時	現在
下水道管の更新・耐震化	佐倉市公共下水道長寿命化基本計画等	佐倉市下水道施設ストックマネジメント計画及び佐倉市下水道総合地震対策計画
下水道施設設備の更新・耐震化	下水道中継ポンプ場長寿命化基礎調査等	

(3) 施設設備等の更新・耐震化

施設設備については、佐倉市下水道施設ストックマネジメント計画に基づき、市内6箇所の中継ポンプ場と48箇所のマンホールポンプにおける対象施設の重要性や費用面を考慮し、設備の状況に応じて対策を行う状態監視保全、一定周期（目標耐用年数等）ごとに対策を行う時間計画保全、異常の兆候や故障の発生後に対策を行う事後保全の3つに管理方法を分類し、効率的、効果的な対策を進めます。

また、構造物（建物）については、供用開始年月が昭和56年以前である井野、志津、岩名中継ポンプ場は耐震性能が低いと想定されていることから、佐倉市下水道総合地震対策計画に基づき、構造物の耐震補強を行います。

【下水道施設の概算事業費】

(単位：百万円)

	令和3から5年度 (前期)	令和6から9年度 (中期)	令和10から12年度 (後期)	令和3から12年度 (計画期間合計)
下水道管	2,334	3,656	2,504	8,494
施設設備	462	864	438	1,764
合計	2,796	4,520	2,942	10,258

(4) 雨水施設の整備

佐倉市公共下水道事業による雨水対策は、これまで5年確率降雨（時間降雨約50mm）を計画降雨とし、施設整備を行ってきました。しかし、近年の局所的集中豪雨により、市内各所で床上・床下浸水等が発生しています。

これら浸水被害の早期軽減を目的に、佐倉市雨水管理総合計画※17を策定し、効率的に雨水施設の整備を進めます。

なお、これらにかかる事業費については、公費負担（一般会計の負担）となることから、一般会計の財政状況を踏まえつつ、事業を実施してまいります。

【雨水施設の概算事業費】

（単位：百万円）

	令和3から5年度 （前期）	令和6から9年度 （中期）	令和10から12年度 （後期）	令和3から12年度 （計画期間合計）
下水道管 （雨水）	2,756	951	661	4,368

※17 佐倉市雨水管理総合計画とは

近年の局所的集中豪雨により、市内各所で発生している浸水被害の早期の軽減を目的に、今後の事業化に向けて、現在・中期・長期にわたる雨水対策の実施箇所や整備水準、整備方針を定めたものです。

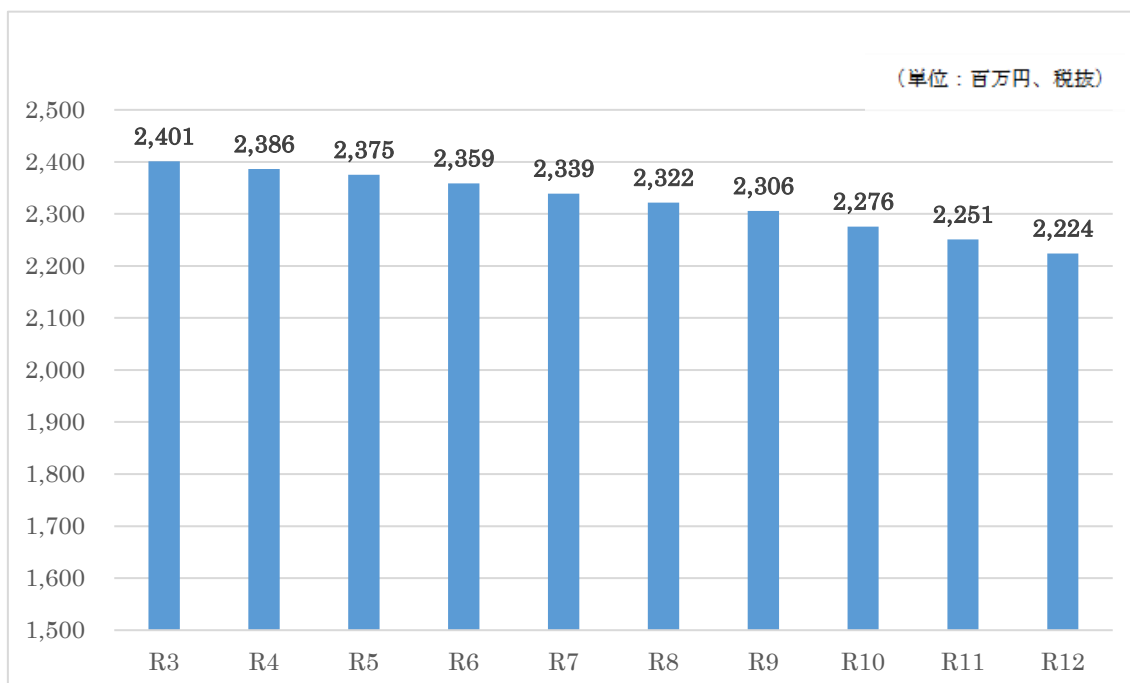
5 財源についての説明

(1) 下水道使用料

下水道使用料については、平成28年12月に佐倉市下水道条例を改正し、平成29年7月1日に33.1%の使用料改定を実施しました。

これにより、本計画期間では、水需要の減少に伴い下水道使用料の減少が見込まれます。具体的には、令和元年度決算で約24億円の収入が計画最終年度の令和12年度には、約2億円減少し、約22億円に減少する見込みですが、収益的収支は黒字経営を維持できる試算です。

【図表 3-3 使用料収入の推計】



(2) 企業債

本計画では、企業債の借入額は、汚水分については当該年度の償還元金に建設改良費の15%相当額を加算した額とし、雨水分については事業費総額(補助金等による充当分を除く。)としています。

ただし、企業債については、将来世代の負担増とならないよう極力抑制する方針であることから、各年度の最終的な借入額は、損益(純利益)や資金残高等の状況を踏まえ調整することとします。

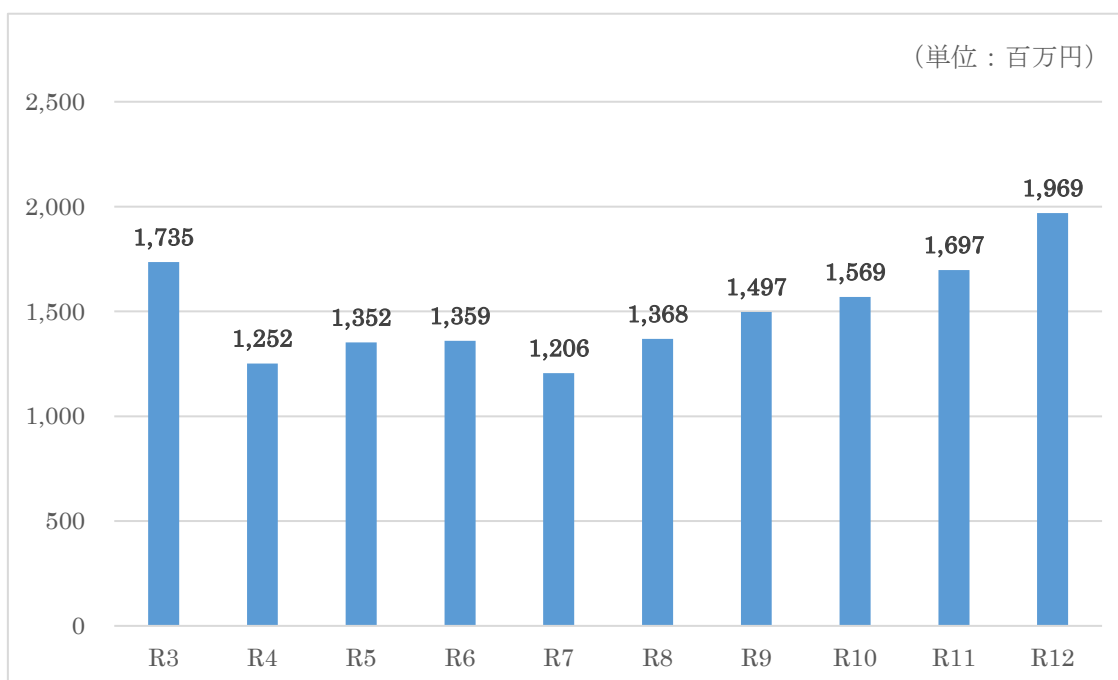
従って、本計画における借入額は、あくまでも上限額として設定するもので、年度によっては、企業債の借り入れをしないことも想定しております。

(3) 現金預金残高（保有現金）

現金預金残高については、令和3年度以降、SM計画に基づく事業がスタートすることに加え、市単独事業（SM計画以外の事業）での管渠改築工事を予定していることから、令和7年度まで減少傾向が続くと試算しております。しかし、令和8年度以降は、市単独事業が完了することで、ストックマネジメント計画による事業費の削減・平準化の効果（点検調査、予防保全等の推進）が現れ始め、本計画期間の最終年度の令和12年度における現金預金残高は、およそ20億円程度となる見込みです。

当市下水道事業では、安定した事業運営を維持するため、現金預金残高については、年間使用料収入の1/2（12億円程度）※18程度を保有することを基準ラインとして定め、本計画を策定しています。

【図表 3-4 現金預金残高の推計】



※18 年間使用料収入の1/2について

【現金預金残高について】

下水道使用料の改定を検討するにあたり保有する現金預金の残高は重要な要因です。この点については、佐倉市下水道事業としては、災害対応（※19）と大幅値上げの回避（※20）のため、年間使用料収入の1/2程度（基準額としては、12億円～13億円程度）を確保することを基準ラインとして考えています。

※19 理由1：災害対応（災害への備え）

現金収入が滞る大規模災害時に、利用者からの収入再開や本格的な復旧工事に着手するまでの期間として6カ月を想定し、それに見合う現金預金を保有すべきと考えていること。

※20 理由2：大幅値上げの回避

改定時の大幅値上げを回避するため、資産維持費（※21）の一部をあらかじめ確保することとし、その額は、償却資産の3%の1/2、1.5%相当の額が望ましいと考えていること。

※21 資産維持費について（補足説明）

資産維持費の使用目的は、前述（※10）の水道事業と同様ですが、現状、下水道事業では、水道事業の資産維持率3%に相当する率の定めがないため、水道事業の3%を適用しています。

以上を踏まえ、佐倉市下水道事業で確保したい現金預金残高を試算した結果、基準額は、12億円～13億円程度となったものです。

〔基準額（令和元年度決算ベース）〕

資産維持費（算定期間4年分）	使用料収入6カ月分	基準額
約13億円 償却資産220億円×1.5%×4年	約12億円	12億円～13億円程度

（4）下水道使用料の見直し（改定）について

前述のとおり、本計画期間では、年間使用料収入の1/2以上の現金預金（12億円程度）を確保できる見込みであり、収益的収支の赤字も試算されませんでした。

従って、本計画では、下水道使用料の見直しは試算しておりません。

しかし、今後の見直しにおいて、収益的収支の赤字等が試算された場合においては、19頁で示した提言を踏まえ、「水道料金の見直し（改定）について」と同様の考え方で、下水道使用料の見直し（改定）案を試算し、適時適切に対応することとします。

6 投資以外の経費についての説明

(1) 印旛沼流域下水道維持管理負担金

当市下水道事業は、污水管を千葉県が運営する印旛沼流域下水道 ※22 に接続し、印旛沼流域 13 市町と共同で、污水の終末処理を行っております。

従って、当市は、污水处理施設を保有していませんが、污水排出量に応じた処理費用として年間約 10 億円を印旛沼流域下水道に支払っております。

この污水处理費が、印旛沼流域下水道維持管理負担金であり、当市では、収益的支出全体の約 3 割を占める大きな支出項目となっております。

(2) 印旛沼流域下水道維持管理負担金の値上げ動向について

印旛沼流域下水道維持管理負担金の 1 m³ あたりの処理単価は、令和元年度においては、55 円/m³(8%税込) でしたが、令和 2 年度から印旛沼流域下水道が地方公営企業法を適用した企業会計へ移行することに伴い、59.2 円/m³(10%税込) へ値上げされました。

今回の値上げにより当市下水道事業は、約 1 億円の費用増となり、経営に与える影響は非常に大きいものです。

従って、今後につきましても、当該処理単価の値上げ動向については、下水道使用料の値上げに係る重要事項として、状況変化に備える必要があります。

※22 印旛沼流域下水道

印旛沼流域の13市町（千葉市、成田市、佐倉市、船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、習志野市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町）が共同で污水の処理をしており、最終的に千葉市の花見川終末処理場で浄化され、東京湾に放流されています。

【補足】印旛沼流域下水道における排水と汚水処理のルート図



佐倉市上下水道部経営企画課

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地

電 話 043-485-1191

F A X 043-485-1194

E-mail suidou@city.sakura.lg.jp